

## 相楽東部広域連合監査委員条例

平成 20 年 12 月 25 日  
条 例 第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 202 条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(請求または要求による監査)

第 2 条 監査委員は、法第 75 条第 1 項、法第 98 条第 2 項、法第 242 条第 1 項若しくは第 243 条の 2 第 3 項の規定による監査の請求または法第 199 条第 6 項の規定による監査の請求があったときは、当該監査の請求または要求を受領した日から 60 日以内に監査を行わなければならない。

(請願の処理)

第 3 条 監査委員は、法第 125 条の規定により議会から請願の送付を受けたときは、速やかに処理しなければならない。

(定例監査)

第 4 条 監査委員は、法第 199 条第 4 項の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査の期日を広域連合長及び関係機関に通知しなければならない。

(財政援助を与えているもの等に対する監査)

第 5 条 監査委員は、法第 199 条第 7 項の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査の期日を当該監査を受ける者に通知しなければならない。

(決算等の審査)

第 6 条 監査委員は、次の各号のいずれかの書類等が審査に付されたときは、60 日以内に意見を付けて広域連合長に提出しなければならない。

- (1) 法第 233 条第 2 項の規定による決算及び証書類等または法第 241 条第 5 項の規定による基金の運用の状況を示す書類
- (2) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定による健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類または同法第 22 条第 1 項の規定による資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

(現金出納の審査)

第 7 条 監査委員は、法第 235 条の 2 第 1 項の規定による例月の検査日を定めてこれを出納機関に通知するものとする。

(公金の収納等の監査)

第8条 監査委員は、法第235条の2第2項の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査の期日を指定金融機関に通知しなければならない。

(公表の方法)

第9条 監査委員の行う公表は、相楽東部広域連合公告式条例(平成20年条例第3号)の例による。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。